

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 一部改正案について（概要）

- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）において、オオタカが国内希少野生動植物種から指定解除された場合には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）の改正を行い、これに併せて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示第100号。以下「基本指針」という。）の一部改正を行います。
- ・ 施行規則の改正では、オオタカの希少鳥獣からの指定解除と、販売禁止鳥獣や特定輸入鳥獣への追加等を行う予定です。
- ・ 基本指針では、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加します。

項目	主な変更案（新たに追加することを想定）
鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 （Ⅰ第四2(2)）	<ul style="list-style-type: none"> ● オオタカに対する高い市場価値が認められることから、国内産亜種オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずる
保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方 （Ⅲ第四1(4)）	<ul style="list-style-type: none"> ● 種の保存法に定める国内希少野生動植物種から指定解除されるオオタカについて、鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。 ● ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認める。 ● 捕獲後の飼養については、公的機関等での飼養に限定する。
販売禁止鳥獣等の販売許可 （Ⅲ第四3-4）	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売するオオタカへの脚環の装着を販売許可証交付条件とする。 ● 販売する数量は、現に保有する数を上限とする。